

令和2年	与論町農業委員会 会議録 第5号						
召集年月日	令和2年5月20日(水) 午後 4時00分～5時00分						
召集場所	与論町役場1階多目的ホール						
開会及び 閉会時間	開会	午後	4時00分	議長	原田 新一郎		
	閉会	午後	5時00分	代理			
出席及び 欠席委員 凡例 出席○ 欠席× 公務欠○	議席番号	氏名		出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	原田 新一郎		○	6	白尾 憲雄	○
	2	白石 茂一		○	7	長尾 さとみ	○
	3	山本 池富		○	8	遠山 和歌子	○
	4	内野 豊信		○	9	山下 みどり	○
	5	保喜 久男		○			
会議録署名委員	7番	長尾 さとみ		8番	遠山 和歌子		
職務上の 議場出席者	局長	久野 泰司		補佐	主事		山野貴之
要請による 議場出席者							
議 事 項 目	議案第9号	農地法第3条の規定による許可申請に関する件(10件)					
	議案第10号	あっせん申出に関する件(2件)					
	議案第11号	農地法第4条の規定による許可申請に関する件(2件)					
	議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請に関する件(6件)					
	議案第13号	農用地利用計画変更に伴う意見決定に関する件(8件)					
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
その他の 項目							

議長	ただ今から令和2年5月20日定例総会を開会いたします。
	出席委員は9名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立して
	おります。
	それでは、与論町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。
	意義無し
議長	それでは議事録署名員を7番の長尾委員と8番の遠山委員にお願いします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の山野氏を指名いたします。それでは、日程第1の会務報告について事務局長より会務報告の朗読並びに説明
	をお願いします。
事務局(久野)	今月の農地法第3条の規定による許可申請が10件、あっせん申出に関する件
	が2件、農地法第4条の規定による許可申請に関する件が2件、農地
	法第5条の規定による許可申請に関する件が6件、農用地利用計画変
	更に伴う意見決定が8件です。以上で会務報告を終わります。
議長	それでは会務報告が終わりました。次に議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より説明並びに朗読をお願いします。
事務局(山野)	説明致します。1番は立長のAさんより那間のBさんへ茶花2574番5畑
	1,831㎡の贈与です。2番は茶花のCさんから茶花のDさんへ茶花604番
	2畑ほか9筆合計9,828㎡の親から子への贈与です。3番は朝戸のEさん
	から朝戸のFさんへ朝戸8番2畑3,421㎡の親から子への贈与です。4番
	は麦屋Gさんから麦屋のHさんへ麦屋2904番畑224㎡の売買です。対価
	として60万円です。5番は朝戸のIさんから朝戸のJさんへ朝戸2389番
	1畑660㎡の等価交換です。6番は朝戸のJさんから朝戸のIさんへ朝戸
	2440番畑378の等価交換です。7番は朝戸のIさんから茶花のKさんへ
	茶花2166番1畑1,549㎡の兄から妹へ贈与です。8番は茶花のMさんから
	茶花のNさんへ茶花366番畑1,145㎡の贈与です。9番は鹿児島県日置市
	のOさんから茶花のPさんへ那間2176番2畑466㎡の贈与です。10番は
	那間Qさんから那間のRさんへ那間215番畑1,019㎡の兄から妹への贈与
	です。以上で説明並びに朗読を終わります。
議長	説明が終わりました。これに関連して地区の担当委員より調査の結果

	の報告をお願いします。
長尾委員	1番の譲受人には5月18日の午前11時に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
白石委員	譲渡人には5月19日の午後12時に電話で確認しました。問題ないので承認をお願いします。
山本委員	2番の譲渡人と譲受人には5月18日の午後4時50分に電話で確認しました。問題ないので承認をお願いします。
原田委員	3番の譲渡人と譲受人には5月17日の午後12時に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
山下委員	4番の譲渡人には5月18日の午後5時30分に自宅で確認しました。問題ないので承認をお願いします。
遠山委員	譲受人には5月19日の午前9時に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
白尾委員	5番と6番は同時に確認したので報告致します。Iさんには5月17日の午後6時10分に畑で確認しました。Jさんには同日の17時50分に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
白尾委員	7番の譲渡人には5月17日の午後6時15分に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
山本委員	譲受人には5月18日の午後4時35分に確認しました。申し訳ないので承認をお願いします。
山本委員	8番の譲渡人と譲受人には5月18日に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
長尾委員	9番の譲渡人には5月18日の午後6時15分に電話で確認しました。問題ないので承認をお願いします。
山本委員	譲受人には5月18日の午後5時15分に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
長尾委員	10番の譲渡人には5月18日の午後5時15分に確認しました。譲受人には5月20日の朝確認しました。問題ないので承認をお願いします。
議長	説明が終わりました。意見等ございませんか。
	(意見等なし)

議長	それでは採決いたします。議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第9号は承認いたします。次に議案第10号「あっせん申出に関する件」について議題を供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(久野)	説明いたします。朝戸の〇〇さんより那間54番4畑533㎡のあっせん申出が出ております。2件目は鹿児島市の〇〇さんより那間2203番2と那間2203番3合計143㎡のあっせん申出が出ております。それぞれあっせん委員の決定をお願いします。
議長	1件目は長尾委員と内野委員をお願いします。2件目は内野委員と原田委員をお願いします。意義ある方いますか。
	(異議なし)
議長	議案第10号は承認いたします。次に議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(久野)	1件目は茶花〇〇さんより朝戸920番2畑975㎡に牛舎並びに堆肥舎、駐車場を整備するものです。10ha以上の農地の広がりがあるため第1種農地と判断されるが、牛舎、堆肥舎等の農業用施設に該当するため不許可の例外である「農業用施設等」に該当するため許可相当だと思われます。2件目は那間の〇〇さんより那間280番12畑293㎡に住宅を建設するものです。こちらも10ha以上の農地の広がりがあるため第1種農地と判断されるが50m以内には3件以上の宅地が広がっているため不許可の例外である「集落接続施設等」に該当するため許可相当だと思われます。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第11号は承認いたします。次に議案第12号「農地法第5条の

	規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より説明並びに朗読をお願いします。
事務局（久野）	1件目は立長の〇〇さんから茶花の〇〇さんへ立長1427番6畑498㎡の所有権移転を伴う住宅地への転用です。両親と暮らしているが子供がおり手狭になっているため新たに住宅を建設するものです。土地改良事業が施工された地域ですが、50m以内には宅地が3件以上広がることから不許可の例外である「集落接続施設等」に該当するため許可相当だと思われま
	す。2件目は立長の〇〇さんから茶花の〇〇さんへ立長1427番1畑565㎡の所有権移転を伴う住宅地への転用です。現在、貸家に住んでいますが、退去を求められていることから今回当該申請地に住宅を建設するものです。土地改良事業が施工された地域で第1種農地に該当するが、50m以内に宅地が3件以上広がるため不許可の例外である「集落接続施設等」に該当するため許可相当だと思われ
	ます。3件目は那間の〇〇さんから茶花の〇〇さんへ麦屋243番1畑700㎡の所有権移転を伴う住宅地への転用です。現在、貸家に住んでいますが、子供二人の娘世帯と高齢の母親が北九州で独居状態であるため住宅を建設し住まわせるためです。10ha以上の農地の広がりがあるため第1種農地と判断されるが、申請地から南に集落が広がっているため不許可の例外である「集落接続施設等」に該当するため許可相当だと思われ
	ます。4件目は麦屋の〇〇さんから東京都の〇〇さんへ古里1803番2畑245㎡の所有権移転を伴う住宅地への転用です。申請人は隣接地に住宅を建設しておりスペースが足りず当該申請地に一部掛かるため申請するものです。土地改良事業が施工された地域であるため第1種農地と判断されるが50m以内には3件以上の宅地があるため不許可の例外である「集落接続施設等」に該当するため許可相当だと思われ
	ます。5件目は那間の〇〇さんから那間の建設会社へ那間1534番3ほか2筆合計3,182㎡の賃貸借設定での転用です。申請人は町内において道路、港湾、畑地整備等の大型土木建設業をしているが、近年道路舗装工事や一般建築工事等も施工することから既存の資機材置き場では足りないため今回、当該申請地に資機材置き場として転用する
	ものです。10ha以上の畑の広がりがあるため第1種農地と判断され

	るが50m以内には宅地が3件以上あることや近隣には事務所がある
	ため不許可の例外である「集落接続施設等」に該当するため許可相当
	だと思われます。6件目は茶花の〇〇さんから与論町長山元宗が茶花
	2421番4畑561㎡を賃貸借して駐車場を整備するものです。町営住宅の
	駐車場が不足しているため今回、当該申請地に駐車場を整備するもの
	です。10ha以上の農地の広がりがあるため第1種農地と判断される
	が、50m以内には宅地が3件以上あるため不許可の例外である「集
	落接続施設等」に該当するため許可相当だと思われます。以上で説明
	並びに朗読を終わります。
議長	説明が終わりました。意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第12号「農地法第5条の規定による
	許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第12号は承認いたします。次に議案第13号「農用地利用計画
	変更に伴う意見決定について」を議題に供します。事務局より説明並
	びに朗読をお願いします。
事務局(久野)	1件目は茶花の〇〇さんより立長1427番6畑498㎡に住宅を建設するも
	のです。議案第12号の1件目であったとおり除外要件を満たしてい
	るので許可相当だと思われます。2件目は(有)吉田興建より那間233
	番1原野ほか1筆、那間231番畑2,072㎡を事務所、作業場、倉庫の建設
	のための申請です。10ha以上の農地の広がりがあるため第1種農地
	と判断されるが、50m以内には宅地が3件以上広がっているため不
	許可の例外である「集落接続施設等」に該当するため許可相当だと思
	われます。3件目は茶花の〇〇さんより立長1910番原野878㎡に住宅建
	設するための外申請です。10ha以上の農地の広がりがあるため第
	1種農地と判断されるが50m以内には宅地が3件以上あるため不許
	可の例外である「集落接続施設等」に該当するため許可相当だと思わ
	れます。地目が原野であるため農地転用許可不要となっております。
	4件目は茶花の〇〇さんより立長1427番1畑565㎡に住宅を建設するた
	めの除外申請が出ております。土地改良事業が施工された地域である

	ため第1種農地と判断されるが50m以内には宅地が3件以上あるため不許可の例外である「集落接続施設等」に該当するため許可相当だと思われま
	す。5件目は茶花の〇〇さんより麦屋243番1畑700㎡に住宅を建設するための除外申請です。10ha以上の農地の広がりがあるため第1種農地と判断されるが南から集落が広がっていることから、不許可の例外である「集落接続施設等」に該当するため許可相当だと思われま
	す。6件目は(有)町富建設より那間1534番3畑ほか2筆合計3,182㎡に資機材置き場等に転用するための除外です。10ha以上の農地の広がりがあるため第1種農地と判断されるが50m以内には宅地が3件以上あるため不許可の例外である「集落接続施設等」に該当
	するため許可相当だと思われま
	す。7件目は東京都の〇〇さんより古里1803番2畑245㎡の除外申請が出ております。隣接地の古里1802番1に社員向けの福利厚生施設を建設するが、十分な建設用地が確保できないため当該申請地も利用し建設するものです。土地改良事業が施工された地域で、10ha以上農地の広がりがあるため除外後は第1種農地と判断されるが、50m以内には宅地が3件以上あるため不許可の例外である「集落接続施設等」に該当するため許可相当だと思われま
	す。8件目は7件目と同じ方で古里1838番4原野15㎡に一般住宅を建設するものです。古里1802番1に住宅を建設するが、当該申請地の一部にかか
	るため今回申請しました。以上で説明並びに朗読を終わります。
議長	説明が終わりました。質問等ございませんか。
	(質問等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第13号「農用地利用計画変更に伴う意見決定について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	それでは議案第13号は承認いたします。その他で他にございませんか。
	(なし)
議長	それでは5月定例会を閉会致します。

	議事録署名
	7 番 長尾 さとみ
	8 番 遠山 和歌子